ご存知ですか? 改正道路交通法

今年の6月1日から、道路交通法の一部が改正されています。主な内容は次のとおりです。

自動車運転者は助手席以外の座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません

運転者、助手席同乗者だけでなく、後部席などの同乗者のシートベルト着用 が義務となり、運転者は自動車を運転するときは同乗者全員にシートベルトを 装着させなければなりません。ただし、もともと後部座席にシートベルト装備 がないなどの場合は除外されます。

【罰則等】基礎点数1点(高速自動車国道・自動車専用道路における違反のみ)



75歳以上の普通自動車運転者は「高齢運転者標識 (もみじマーク)を表示しなければなりません

【罰則等】2万円以下の罰金、基礎点数1点、反則金4.000円



「聴覚障害者標識」の表示が義務づけられました

ワイドミラーの使用を免許条件として付された運転者が普通乗用自動車を運転 するときは、その車の前面及び後面に「聴覚障害者標識」を表示しなければなり ません。





普通自転車は、「歩道通行可」の標識がない場所では、原則車道通行となりますが、「子供や高齢者が運転する場合」や「車道通行が危険な場合」には歩道を通行することができるようになりました

これまでのように標識がある場所のほか、次のときにも歩道通行ができます。

以下の者が運転するとき

- ・児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)
- ・70歳以上の高齢者
- ・内閣府令で定める障害(視覚・聴覚等の障害、音声・言語等の機能障害、 肢体不自由など)のある身体障害者

車道または交通の状況に照らして、安全な通行のためにやむを得ないと認められる場合 (例:道路工事等)

「自転車は車道通行が原則」であることに変わりはありません。



13歳未満の子供を自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません

- 「乗車させるとき」とは
 - ・児童・幼児に自転車を運転させるとき
 - ・保護者などが補助いす等で幼児を自転車に同乗させるとき



